

平成 29 年 9 月 16 日
平成 29 年度 年少射撃選手育成活動助成金交付要綱

公益社団法人 日本ライフル射撃協会
普及・生涯スポーツ委員会 指導者育成部会

(目的)

第 1 条 この要綱は、本協会加盟団体所属の本協会認定コーチが企画し実施する講習会、大会、合宿等の年少射撃選手育成に係る事業を対象に必要な経費を助成することを目的とする。

(助成金の交付対象及び交付額)

第 2 条 助成金は、年少射撃選手育成を目的とする事業を実施するために必要な経費のうち、助成対象として普及・生涯スポーツ委員会、指導者育成部会が認める経費について、予算の範囲以内で助成するものとする。なお、助成金の額については一加盟団体につき上限 100,000 円とする。交付対象費目は、会場借り上げ費、機材借り上げ費、消耗品費、認定コーチ謝金、交通費等、普及・生涯スポーツ委員会、指導者育成部会が認める項目とする。ただし、都道府県及び市町村並びに都道府県体育協会等からの補助事業と重複して補助金を受けることはできない。

(助成金の交付申請)

第 3 条 この助成金の交付を受けようとするときは、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 年少射撃選手育成活動助成金交付申請書 (様式 1)
- (2) 年少射撃選手育成を図ることを目的とする事業の計画説明資料 (任意)
- (3) その他参考となる資料

(助成金の審査および交付決定通知)

第 4 条 助成金の申請書を指導者育成部会が審査し、交付の可否を決定する。
助成金の交付を決定したときは、年少射撃選手育成助成金交付決定通知書により通知する。(様式 2)

(助成事業の実績報告書)

第 5 条 事業実施団体が助成事業を完了したときは、次の書類を事業完了の日から 14 日以内に提出しなければならない。

- (1) 年少射撃選手育成活動助成金実績報告書 (様式 3)
- (2) 実施した事業の内容説明資料
- (3) 事業対象となる支出項目の領収書の写し
- (4) その他参考となる資料

(実施期限)

第 6 条 平成 30 年 2 月末までに、実施報告書の受理を持って最終締め切りとし、助成金の支払い、本事業を完了する。

以上

(様式1)

年 月 日

(公社) 日本ライフル射撃協会

会長 松丸 喜一郎 様

申請者

加盟団体名称

代表者氏名

印

認定コーチ名

印

年少射撃選手育成活動助成金交付申請書

次のとおり (公社) 日本ライフル射撃協会の年少射撃選手育成活動助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1. 助成金交付申請額 金 円

2. 添付書類

(1) 助成事業実施計画書 (別添様式)

(2) その他必要と認める書類

「以上」

(様式2)

文 書 番 号

年 月 日

様

(公社) 日本ライフル射撃協会

会長 松丸 喜一郎

年少射撃選手育成活動助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請があった年少射撃選手育成活動助成金の交付について、次のとおり決定しましたので通知します。

事業が終了した場合は、実績報告書及び実施した事業内容についての資料並びに購入したもの等の領収書の写しを提出してください。

なお、実績報告書に加え、上記資料及び領収書写しの提出が無い場合は、助成金の交付を停止（概算払い済の場合は返還）することがあります。

1. 補助金交付決定額 金 円

2. 支払方法 精算払い（特に必要な場合は、概算払い）

(様式3)

年 月 日

(公社) 日本ライフル射撃協会

会長 松丸 喜一郎 様

申請者 (加盟団体)

名称 役職

氏名

印

認定コーチ名

印

年少射撃選手育成活動助成金実績報告書

兼 (精算払い・概算払い) 請求書

次のとおり、年少射撃選手育成活動助成事業を実施しましたので実績報告いたします。併せて、助成金を次の口座に振り込んでいただきますようお願い申し上げます。

記

1. 補助事業の区分

年少射撃選手育成活動に伴う助成金

2. 補助金請求額

金

円

3. 振込先

振込指定銀行 (フリガナ)

銀行

支店

預金口座

1. 普通

2. 当座

3. その他 ()

支店番号

--	--	--

口座番号

--	--	--	--	--	--	--

名義

(フリガナ)

「以上」